

**香川県条例第49号**

香川県税条例等の一部を改正する条例

(香川県税条例の一部改正)

第1条 香川県税条例(昭和29年香川県条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(<u>県税事務所の長に対する知事の権限の委任</u>)</p> <p>第5条 知事は、県税に係る徴収金の賦課徴収に関する事項及び過料に関する事項については、次に掲げるものを除き、<u>香川県県税事務所</u>(以下「<u>県税事務所</u>」という。)の長に委任する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>県税の特別措置について定めた条例による課税免除及び不均一課税に関する事項</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>県が課する固定資産税に関する事項</u></p> <p>(5) 略</p> <p>2 <u>地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第20条の4の規定によって知事が徴収の嘱託を受けた他の地方団体に係る地方団体の徴収金の徴収に関しては、<u>県税事務所</u>の長に委任する。</u></p>	<p>(<u>県税事務所等の長に対する知事の権限の委任</u>)</p> <p>第5条 知事は、県税に係る徴収金の賦課徴収に関する事項及び過料に関する事項については、次に掲げるものを除き、<u>県税の課税地を所管する県税事務所又は香川県小豆総合事務所</u>(以下「<u>県税事務所等</u>」という。)の長に委任する。</p> <p>(1) <u>徴税吏員等の証票に関する事項</u></p> <p>(2) <u>第11条の規定による県税の課税免除に関する事項</u></p> <p>(3) <u>県税の減免(第44条の2第1項第3号の規定による個人が行う事業に対する事業税の減免、第53条第1項第4号に該当する不動産の取得に係る不動産取得税の減免、第91条第1項第2号の規定による自動車税の軽減、第94条の2第1項の規定による鉱区税の減免及び第102条の2第1項の規定による県が課する固定資産税の減免に限る。)</u>に関する事項</p> <p>(4) <u>県の全部又は一部の区域にわたる県税の第26条に規定する期限の延長に関する事項</u></p> <p>(5) <u>2以上の県税事務所等の所管区域にわたって所在する課税客体についての課税地の決定に関する事項</u></p> <p>(6) <u>県たばこ税及び県が課する固定資産税に関する事項</u></p> <p>(7) <u>前各号に掲げるもののほか、法令に別の定めがあるもの</u></p> <p>2 <u>知事は、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第20条の10の証明書の交付に関する事項については、前項の規定にかかわらず、<u>県税事務所等の長に委任する。</u></u></p> <p>3 <u>法第20条の4の規定によって知事が徴収の嘱託を受けた他の地方団体に係る地方団体の徴収金の徴収に関しては、<u>その地方団体の徴収金を納付すべき者の住所、居所、家屋敷、事務所若しくは事業所又はその者の財産の</u></u></p>

3 知事は、前2項の規定によって委任した事項について必要があると認める場合においては、県税事務所の長に指示することができる。

## 第8条 削除

(申告書、届出書等の提出)

第9条 この条例の規定によって知事に提出すべき申告書、届出書その他の書類は、第5条第1項第4号に掲げるものを除き、県税事務所の長を経由しなければならない。

(徴収金の納付先又は納入先)

第10条 納税者又は特別徴収義務者は、その納付し、又は納入すべき徴収金を指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）又は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により徴収金の収納の事務の委託を受けた者（以下「収納事務受託者」という。）に払い込まなければならない。ただし、県が課する固定資産税以外の税目に係る徴収金にあっては県税事務所の税務出納員（県税に関する収入事務を取り扱わせるため、規則で定めるところにより設置する出納員をいう。以下この条において同じ。）に、県が課

所在地を所管する県税事務所等の長に委任する。

4 知事は、前3項の規定によって委任した事項について必要があると認める場合においては、県税事務所等の長に指示することができる。

(課税地)

第8条 徴収金は、課税地において賦課徴収する。

2 前項の課税地は、次に掲げるものとする。

(1) 普通徴収に係る徴収金にあっては、賦課期日現在における課税客体の所在地

(2) 申告納付に係る徴収金のうち、現金により納付するものにおいては、申告納付すべき日における主たる事務所若しくは事業所又は課税客体の所在地、証紙により納付するものにおいては、当該証紙を売りさばいた場所の所在地

(3) 申告納入に係る徴収金にあっては、特別徴収すべき県税に係る営業所等、ゴルフ場又は軽油の主たる納入地の所在地

(4) 証紙徴収に係る徴収金にあっては、当該証紙を売りさばいた場所の所在地

3 知事は、前項の規定による課税地を不相当と認める場合又はこれにより難しいと認める場合においては、同項の規定にかかわらず、別に課税地を指定することができる。

(申告書、届出書等の提出)

第9条 この条例の規定によって知事に提出すべき申告書、届出書その他の書類は、第5条第1項第6号に掲げるものを除き、課税地を所管する県税事務所等の長を経由しなければならない。

(徴収金の納付先又は納入先)

第10条 納税者又は特別徴収義務者は、その納付し、又は納入すべき徴収金を指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）又は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により徴収金の収納の事務の委託を受けた者（以下「収納事務受託者」という。）に払い込まなければならない。ただし、県たばこ税及び県が課する固定資産税以外の税目に係る徴収金にあっては課税地を所管する県税事務所等の税務出納員（県税に関する収入事務を取り扱わせるため、規則で定めるところにより設置する出納員をいう。以下

する固定資産税に係る徴収金にあっては総務部税務課の税務出納員に納付し、又は納入することを妨げない。

(公示送達)

第23条 法第20条の2の規定による公示送達は、県税事務所又は県庁の揭示場に掲示して行うものとする。

(県税の納税管理人)

第24条 法人の県民税、事業税、不動産取得税、ゴルフ場利用税、自動車税、鉦区税又は県が課する固定資産税の納税義務者又は特別徴収義務者は、県内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合においては、県内に住所等を有する者（個人にあっては、独立の生計を営む者に限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に知事に申告し、又は県外に住所等を有する者のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて、同日から10日以内に知事に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他申告又は申請をした事項に異動を生じた場合においても、また、同様とする。

2～4 略

この条において同じ。)に、県たばこ税及び県が課する固定資産税に係る徴収金にあっては総務部税務課の税務出納員に納付し、又は納入することを妨げない。

(公示送達)

第23条 法第20条の2の規定による公示送達は、課税地を所管する県税事務所等又は県庁の揭示場に掲示して行うものとする。

(県税の納税管理人)

第24条 法人の県民税、事業税、不動産取得税、ゴルフ場利用税、自動車税、鉦区税又は県が課する固定資産税の納税義務者又は特別徴収義務者は、県内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合においては、課税地を所管する県税事務所等の所管区域内に住所等を有する者（個人にあっては、独立の生計を営む者に限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に知事に申告し、又は当該所管区域外に住所等を有する者のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて、同日から10日以内に知事に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他申告又は申請をした事項に異動を生じた場合においても、また、同様とする。

2～4 略

(香川県県税事務所条例の一部改正)

第2条 香川県県税事務所条例（昭和32年香川県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第156条第1項の規定に基づき、<u>県税の賦課徴収等に関する事務を分掌させるため、<u>香川県県税事務所</u>（以下「事務所」という。）を高松市に設置する。</u></p> <p>(所管区域)</p> <p>第2条 <u>事務所の所管区域は、<u>県の区域</u>とする。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第156条第1項の規定に基づき、<u>県税の賦課徴収等に関する事務を分掌させるため、<u>県税事務所</u>（以下「事務所」という。）を設置する。</u></p> <p>(名称、位置及び所管区域)</p> <p>第2条 <u>事務所の<u>名称、位置及び所管区域は、<u>次の表のとおり</u>とする。</u></u></p>

名称	位置	所管区域
香川県東讃県税事務所	高松市	高松市 さぬき市 東かがわ市 木田郡 香川郡
香川県中讃県税事務所	坂出市	丸亀市 坂出市 善通寺市 綾歌郡 仲多度郡
香川県西讃県税事務所	観音寺市	観音寺市 三豊市

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第3条 職員の特殊勤務手当に関する条例(平成12年香川県条例第55号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(県税事務手当)</p> <p>第3条 県税事務手当は、総務部税務課又は<u>県税事務所</u>に勤務する職員が納税義務者、滞納者等に対して行う県税の賦課又は徴収に関する事務で人事委員会規則で定めるものに従事したときに支給する。</p> <p>2 略</p>	<p>(県税事務手当)</p> <p>第3条 県税事務手当は、総務部税務課、<u>県税事務所又は小豆総合事務所</u>に勤務する職員が納税義務者、滞納者等に対して行う県税の賦課又は徴収に関する事務で人事委員会規則で定めるものに従事したときに支給する。</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。